

兵庫県稲美町農業委員会
令和5年6月定例会会議録

- 1 開催日時 令和5年6月26日（月）13時30分～14時40分
- 2 場 所 稲美町役場 本館3階 303会議室
- 3 議 事
報告第5号「農地法第18条第6項の規定による届出について」
⇒承認（1件）
報告第6号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
（専決処理）」⇒承認（2件）
報告第7号「農地利用の最適化の推進の状況とその他事務の実施状況の公表」⇒承認
議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」
⇒許可（2件）
議案第17号「農地等の権利移動にかかる買受適格証明書交付申請の承認について」⇒承認（1件）
議案第18号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」⇒許可相当（6件）
議案第19号「農用地利用集積計画の決定について」⇒決定
- 4 出席委員（14名）
1番・藤本勝彦 2番・坂本英正 3番・松尾和孝 4番・山口 透
5番・梅本成子 6番・上田尚秋 7番・船岡重夫 8番・坂元三郎
9番・井澤 守 10番・鳴瀬敏雄 11番・丸山治正 12番・大西寿々代
13番・福田 修 14番・高松幹博
- 5 欠席委員（なし）
- 6 事務局
局長 松本るみ子 課長補佐 中川 剛
- 7 議事録署名人
6番・上田尚秋 委員 7番・船岡重夫 委員
- 8 議 事
事務局： ただいまから令和5年6月定例会を開会いたします。

開会にあたり、稲美町農業委員会会長坂本が開会のご挨拶を申し上げます。

会 長： 開会挨拶

事務局： ありがとうございます。

それでは、議事にはいります。

稲美町農業委員会会議規則第4条には「会議は会長が議長となり会議を運営する」との規定がございます。会長が議長に就任し、議事を進行いたします。よろしく申し上げます。

議 長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は委員全員が出席されていますので、会議は成立いたします。

次に、本日の会議の議事録署名委員を、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、議長より指名いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、6番上田尚秋委員、7番船岡重夫委員の両名にお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしく申し上げます。

今月の議案は、既に配付いたしておりますとおり、報告第5号から第7号及び議案第16号から第19号まででございます。よろしくご審議をお願いします。

議 長： それでは、報告第5号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。届出件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町六分一字棚田	田	3, 1 1 6 m ²
	田	1, 5 2 4 m ²
	2筆合計	4, 6 4 0 m ²

賃貸人：地元の所有者

賃借人：町内法人農業者

設定された権利：利用集積賃貸借

解約理由：借人を変更するため

解約届出日：令和5年5月23日
解約成立日：令和5年2月28日
土地引渡時期：令和5年2月28日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、合意による解約届けが農業委員会に提出され、既に受理しておりますので、ご了承願います。

議長：それでは、報告第6号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(専決処理)」を議題といたします。届出件数は2件です。

「番号1」と「番号2」は、譲渡人、譲受人が同じですので、一括報告としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長：異議なしと認めます。
「番号1」「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町国岡二丁目	田	5 7 2 m ²
	田	1 1 4 m ²
(城ノ池西方) 2筆合計		6 8 6 m ²

移動する権利：所有権

譲渡人：地元土地所有者

譲受人：不動産業者

転用目的：分譲住宅用地 ※開発行為許可済

土地利用計画：造成工事し、区画する。4区画。

専決処理：令和5年5月29日

「番号2」

所 在：稲美町国岡四丁目 (城ノ池西方)

地 目：田

面 積：7 3 3 m²

移動する権利：所有権

譲渡人・譲受人は「番号1」と同じ

転用目的：分譲住宅用地 ※開発行為許可済

土地利用計画：造成工事し、区画する。4区画。

議長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長： 特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移動を行う、分譲住宅用地への転用で、稲美町農業委員会として令和5年5月29日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

議長： それでは、報告第7号「農地利用の最適化の推進の状況とその他事務の実施状況の公表」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局： 稲美町農業委員会の令和4年度の最適化の推進状況と事務の実施状況を公表するものです。令和4年2月に発出された農林水産省からの通知に基づき行うもので、この様式・内容は今回の令和4年度が1回目となります。

「Ⅰ 農業委員会の状況(令和5年4月1日現在)」「Ⅱ 最適化活動の実施状況」「Ⅲ 事務の実施状況」について記載しております。定例会後は、ホームページ等で公表いたします。

議長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長： 特に、ご意見、ご質問がなければ、これで公表しますので、ご了承願います。

議長： それでは、議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請件数は2件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町加古字大澤西 田 6 1 4 m²

田 1, 8 5 7 m²

(大沢中新田交差点北西方) 2筆合計 2, 4 7 1 m²

移動する権利： 所有権

譲渡人： 地元所有者

譲受人： 地元農業者

農機具： トラクター2台・田植機・コンバイン・乾燥機・農用自動車

栽培作物： 水稻・野菜・花

議長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は本岡委員です。申請地はそれぞれ給水バルブ

がっています。広い方の農地にはビニールハウスがあります。譲受人は地元の農家で許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局： 令和5年6月21日13時30分～16時15分までの間、11番丸山治正農地担当副会長、3番松尾和孝委員、10番鳴瀬敏雄委員及び事務局1名の合計4名で、申請地の現地調査を実施しました。

担当委員から調査結果を報告願います。

11番・丸山委員： 申請地にはビニールハウスが建っています。露地の部分は、既に野菜が植えてありました。申請人は地元の農家で、引き続き耕作されるものと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所在： 稲美町中村字菊 (菊徳集落内、市街化区域)

地目： 田

面積： 171.84㎡

移動する権利： 所有権

譲渡人： 地元所有者

譲受人： 地元農業者

農機具： トラクター・田植機・コンバイン・軽トラック・草刈機

栽培作物： 水稲・野菜・果樹

議長： 「番号2」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進員は吉田委員です。譲受人は地元の熱心な農家で、耕作の見込みがあるので許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号2」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

11番・丸山委員： 申請地は保全管理してありました。申請人は熱心に農業をされている方で、申請地も耕作されると思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。
申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり許可することに決定します。

議長： それでは、議案第17号「農地等の権利移動にかかる買受適格証明交付申請の承認について」を議題といたします。申請件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町野谷字南岡	田	2, 0 0 0 m ²
	田	4 2 5 m ²
中岡	田	2, 7 3 3 m ²
(野々池東方) 3筆合計		5, 1 5 8 m ²

移動する権利：所有権

土地所有者：町外所有者（死亡）

申請人：町外在住農業者

農機具：トラクター・耕運機・草刈機・乾燥機・糶摺機・動力噴霧器

栽培作物：水稻

議長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進員は松本委員です。申請地はそれぞれ給水バルブがあり、耕作するには問題ないと思うとの報告をいただいています。

議長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

11番・丸山委員： 申請地はアワダチソウが生えていました。周囲は田植えされた田が広がっています。推進委員さんと一緒に確認して、戻すことは可能な状態と判断しました。水利は整っているので、適切に処置すれば耕作可能と思われます。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり承認することに決定し、買受適格証明書を発行いたします。

なお、この証明書の交付を受けた者が買受者となる農地法第3条の規定による許可申請があった場合、証明書交付時と事情の変化がないと認めるときは、事務処理の迅速化を図るため、議決によらず許可する専決処理にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長： 異議なしと認めます。農地法第3条の規定による許可申請があった場合は、専決処理により許可することに決定します。

議長： それでは、議案第18号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は6件です。「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在： 稲美町印南字西場 (宮池西方)

地目： 田

面積： 396㎡

移動する権利： 所有権

譲渡人： 地元所有者

譲受人： 町外在住者2名

転用目的： 分家住宅

土地利用計画： 造成し、住宅1戸建築。農地との境界となる西北側はコンクリートブロック2段積みする。植栽部分以外は転圧締固め。雨水は北東に浸透柵設置、汚水は南側道路埋設の集落排水へ放流。

※ 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新築許可通知書(写)添付

議長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は水野委員です。申請地はもともと1枚の田だったところから分けられたものです。東は譲渡人の宅地、北は譲渡人の所有する農地、西と南は道路です。残る農地には北西の角に給水バルブ、北東角に排水口があり、耕作に問題はありません。住宅が建つと道路の見通しが若干悪くなると思われるとの報告をいただいています。

す。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

3番・松尾委員： 申請地は西側南側に道路がある角地です。残る農地部分には野菜が植えられていました。雨水、汚水の排水計画もあり、転用による農地や用排水、道路への影響はないように思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用及び所有権の移転について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在： 稲美町野寺字西條

(経ノ池南方：野寺地区特別指定区域内の地縁者の住宅区域)

地 目： 田

面 積： 2 5 4 m²

権利の種類： 使用貸借権

譲渡人： 地元所有者

譲受人： 町内在住者2名

転用目的： 一般住宅

土地利用計画： 造成し、住宅1戸建築。雨水は敷地南西角から南側水路に放流、汚水は申請地南東専用通路敷地から東側道路埋設の集落排水へ放流。

※ 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新築許可申請書受付済

議長： 「番号2」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は松本委員です。申請地の東は宅地、北もほぼ宅地、西と南は水路です。転用するのであれば南西角のバルブは撤去の必要があります。農業用排水、周辺農地、道路等への影響は無いと思われるとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

3番・松尾委員： 申請地は保全管理されていました。雨水は敷地南側の既設水路に放流、汚水は集落排水へ接続する計画です。給水バルブを撤去されるのであれば、転用による農地や用排水、道路への影響はないように思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号2」の転用及び使用貸借権の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり転用及び使用貸借権の設定について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所在地： 稲美町北山字宮ノ前

(北山村若宮天満宮西方：北山地区特別指定区域内の地縁者の住宅区域)

地目： 田

面積： 225㎡

権利の種類： 使用貸借権

譲渡人： 地元所有者

譲受人： 町外在住者

転用目的： 一般住宅

土地利用計画： 造成し、住宅1戸建築。雨水は敷地東側2か所から東側水路に放流、汚水は申請地内に浄化槽設置。申請地南側部分転用済につき始末書添付。

※ 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新築許可申請書受付済

議長： 「番号3」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は山田委員です。申請地は耕運されているが一部既に進入路になっている。北と東は水路、西と南は住宅。転用による農業用排水、周辺農地、道路等への影響は無いと思われるとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

3番・松尾委員： 申請地はかなり前に擁壁され道路高さまで地上げされています。畑作の跡がありますが、上水道、排水用の柵も設けられています。南側の部分が既に住宅への進入路として使用されています。申請地は北側にある農地とは水路で隔てられており、雨水、汚水の計画もありますので、転用による農地や用排水、道路への影響はないように思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号3」の転用及び使用貸借権の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号3」は申請のとおり転用及び使用貸借権の設定について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

「番号4」から「番号6」は、譲受人が同一で、隣接する開発につき、一括審議としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長： 異議なしと認めます。

「番号4」から「番号6」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号4」

所 在：稲美町六分一字西場	田	9 8 3 m ²
	田	2 6 9 m ²
(神戸市西区岩岡町付近)	2筆合計	1, 2 5 2 m ²

権利の種類：所有権

譲渡人：町外所有者2名

譲受人：電気工事業・太陽光発電事業者

転用目的：太陽光発電施設

「番号5」

所 在：稲美町六分一字西場

地 目：田

面 積：2, 1 4 0 m²

権利の種類：地上権(20年)

譲渡人：町外所有者

譲受人：電気工事業・太陽光発電事業者

転用目的：太陽光発電施設

土地利用計画： 「番号4」「番号5」は一体利用する。盛土し勾配つける。防草シート敷き、周囲はフェンスする。雨水は「番号4」は南へ、「番号5」は北方向に流れ、既設の水路へ。

太陽光発電モジュール960枚設置、パネル高さ100cmから250cm。

「番号6」

所 在：稲美町六分一字西場 （神戸市西区岩岡町付近）

地 目：田

面 積：1,004㎡

権利の種類：地上権（20年）

譲渡人：町外所有者

譲受人：電気工事業・太陽光発電事業者

転用目的：太陽光発電施設

土地利用計画： 盛土し勾配つける。防草シート敷き、周囲はフェンスする。雨水は南方向に流れ、申請地南側既設の水路へ。太陽光発電モジュール328枚設置、パネル高さ100cmから177cm。

※ 合計3,000㎡超えにつき、兵庫県農業会議の意見を求める。

議 長： 「番号4」から「番号6」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は田口委員です。申請地西側は大きな工場があり、周辺に住宅がある静かな田園地域です。転用による農業用排水、周辺農地、道路等への影響は無いと思われるが、地元農家の方から農地の排水処理ができるようにお願いしますとの話があったとの報告をいただいています。

議 長： 小委員会から調査結果を報告願います。

10番・鳴瀬委員： 一括報告します。申請地は保全管理されていましたが、一部農地には倉庫が取り壊された廃材等が置いてありました。進入路は道路幅が狭く、建設車両の進入ができるのか気になりました。周辺の農地の給水には影響なく、排水が確保できれば問題は無いです。住宅近くにキュービクル等を設置する計画のようですが、騒音が気になりましたので、事務局から申し入れをしてもらうことにしました。

議 長： 申し入れの結果について、事務局に報告を求めます。

事務局： 現地調査の翌日に申し入れをしました。

農地の排水経路については現状を変えない計画ですが、影響が出た場合は個別に対処するとの答えをいただいています。

機器の設置場所については、キュービクルはそのままですが、P C S（パワーコンディショナー）を住宅から7～10mくらい離れたところに変更していただけます。図面の差替え等がある予定です。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号4」の転用及び所有権の移転、「番号5」「番号6」の転用及び地上権の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、「番号4」の転用及び所有権の移転、「番号5」「番号6」の転用及び地上権の設定について、許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第19号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「概要」

利用権を設定する申請者（借受者）：10件

利用権を設定する申請者（貸付者）：10件

申請筆数：24筆

申請面積：28,726㎡

「各筆明細」（町が作成する農用地利用集積計画）

利用権を設定する申請者（借受者）：10件

利用権を設定する申請者（貸付者）：10件

申請筆数：24筆

申請面積：28,726㎡

議長： 地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 最適化推進委員に調査依頼をしたものは、ありませんでした。

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議長： 委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。

農用地利用集積計画を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、農用地利用集積計画は、原案のとおり決定いたします。

議長： 以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。
委員各位のご協力に感謝申し上げ、令和5年6月定例会を閉会いたします。

上記のとおり会議録を調整する。

令和5年6月26日

議長 坂本英正

委員 上田尚秋

委員 船岡重夫